

生活保護事務における障害者加算の支給漏れについて

特別児童扶養手当を受給している被保護者1名（対象児1名）に係る生活保護扶助費の認定事務において、特別児童扶養手当の受給に伴って加算給付されるべき「障害者加算」が、平成29年1月から令和6年10月現在まで行なわれておらず、このうち平成29年1月から平成30年11月及び平成31年4月から令和元年11月までの2年7ヶ月分（31ヶ月）については、地方自治法第236条で規定する時効の5年を超過しており、受給権が消滅していることが発覚しました。

なお、現在、特別児童扶養手当を受給している他の被保護者（5世帯、対象児7名）については点検を行い、適正に処理されていることを確認しております。

○障害者加算とは

被保護者のうち、障害認定を受けている者に対し加算支給を行うもので、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定される身体障害者障害程度等級表（以下「障害等級表」という）の1級若しくは2級、または国民年金法施行令別表に定める1級のいずれかに該当する障がいのある者、また障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障がいのある者が対象となります。特別児童扶養手当1級若しくは2級に該当する者も加算対象となります。

障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこととしており、身体障害者手帳等を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づいて行います。

新たに障害者加算を認定し、またはその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行います。

○特別児童扶養手当とは

精神又は身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している家庭で、所得が一定の基準に達しない場合、養育者へ支給される手当で1級、2級があります。なお、認定期間が有期の場合は、更新手続きが必要となります。

1 原因及び未支給額

認識誤りと管理不足

- 平成28年度（被保護者が特児手当の認定を受けた当時）の担当ケースワーカー（以下「CW」という。）は、特児認定通知書の收受を行った（本人から提出があったのか、公用で担当課から入手したのかは不明）ものの、特児手当認定が障害者加算の要件に当たるとの認識がなく、特児手当の収入認定のみを行い、障害者加算の処理を行いませんでした。
- 当時の査察指導員（以下「SV」という。）においても、複数のCWのケース確認等に忙殺され、当該加算漏れを見落としていました。

- ・被保護者の特児手当の更新手続きの遅延により特児手当認定が切れ、特児手当を受給していない期間が、過去に3回ほどありました。担当 CW 及び SV は平成 28 年度から現在までに数回交替しているが、当時の CW 及び SV は、主の特児手当認定が更新される度に特児手当を収入として認定・計上しているものの、障害者加算の可否について検討することはしておらず、前例を踏襲して事務を行い、結果として障害者加算が行われませんでした。
- ・特児手当は、収入として月の扶助費から差し引かれることから、障害者加算を受けていない場合、主にとって収入増とはならない。このことが、被保護者における特児手当更新手続きの遅延による認定切れが生じた一つの要因となったとも予想されます。

【未支給額】

1,237,370 円（うち時効到来分 468,370 円＋遡及給付分 769,000 円）

① 時効到来分

支給年月	月数	単価(円)	金額（円）
H29.1 月～H30.11 月	23	15,090	347,070
H31.4 月～R1.9 月	6	15,090	90,540
R1.10 月～R1.11 月	2	15,380	30,760
		計	468,370

② 遡及給付分

支給年月	月数	単価(円)	金額（円）
R1.12 月～R3.11 月	24	15,380	369,120
R4.2 月～R4.11 月	10	15,380	153,800
R5.8 月～R6.11 月	16	15,380	246,080
		計	769,000

2 今後の対応

被保護者に対しましては既に謝罪のうえ、障害者加算の支給漏れの経緯について説明いたしました。

生活保護事務の制度上は、障害者加算を受ける場合は申請主義をとっていますが、国は「生活保護の手帳」において、生活保護実施の態度として、「生活保護の保障は要保護者の申立てや第三者の意見聴取に止まらず、実態を把握して事実に基づいた保護を行わなければならない」としております。このことにより、CW は被保護者に寄り添ったアドバイスや指導を行いながら支援にあたるべきところ、今回の件は、担当 CW が被保護者の特児手当受給の事実を把握しながらも、障害者加算の要件を満たすとの認識が欠如しており、被保護者に対して障害者加算の申出についての勧奨をしておりませんでした。

一方で、特児手当を被保護者の収入として保護費から控除していたもので、現在に至るまでの歴代担当 CW においても、特児手当が切れた際には更新手続きを被保護者に勧奨していたものの、障害者加算の要件を満たしていることを見落としていたものであります。

過去 5 年以内の期間の障害者加算 769,000 円につきましては、本年度の保護費において支給

することとしたいと考えておりますが、5年を超え時効となった障害者加算 468,370 円につきましても、上記のとおり市に落ち度があると認められることから、請求権が消滅したものとして不支給とすることは、被保護者のみならず市民の理解を得ることは困難と考えられ、時効到来期間の未支給分についても給付を行いたいと考えます。

時効到来分につきましては、一般会計において給付金として支給することとし、補正予算については 12 月市議会定例会に上程し、議決後に対象者に対し、申請手続きを通知します。

●市財政への影響

未支給額のうち時効到来分生活扶助費については、国庫負担金（給付費の 3/4）を受けることができないことから、全額市費での支出となります。

【時効到来分生活扶助費】 468,370 円

※適正に処理していた場合の負担割合

市負担額 117,093 円

国負担額 351,277 円（支給扶助費 468,370 円の 3/4）

3 今後の方針

今後は、CW が各被保護者のケース記録（基本的に毎月）を記載する際に、障害者加算の判断は適切であるか、加算漏れがないかを必ず確認し、全ケース記録を確認している SV においては、特に加算漏れに注意を払ってチェックします。また、年に一度の被保護者ごとの援助方針を立てる際は、CW は SV の確認のもと、現在の支援内容の適正性をしっかり点検したうえで作成することを徹底します。

また、加算漏れのチェック強化のため、被保護世帯全ケースについて、年に一度、加算の状況を一齐に点検する機会を定期的に設け、組織的に検証を実施します。

さらに、生活保護システムにおいて確実な検証を可能とするためのツールの作成及び CW が被保護者個々のデータ入力の際にシステムが自動で判断を支援するツールの作成・導入について検討します。

本件未支給により、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことに深くお詫び申し上げます。